

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 吉岐振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	吉岐振興局	建設部 管理・用地課	H25.4.1	郷ノ浦港緑地、印通 寺港緑地及び勝本港 緑地管理委託	1,287,510	吉岐市郷ノ浦町本村触562 吉岐市長 白川 博一	吉岐市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「郷ノ浦港緑地」「印通寺港緑地」「勝本港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を吉岐市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、吉岐市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、吉岐市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
2	吉岐振興局	建設部 吉岐空港 管理事務所	H25.4.1	吉岐空港消防救難活 動業務委託	38,818,000	吉岐市郷ノ浦町本村触562 吉岐市長 白川 博一	本業務は、吉岐空港及びその周辺における航空機事故の発生、またはその恐れのある事態に際し、空港管理者との緊密な連携のもと一貫した消防救難活動を行い、被害の防止又は軽減を図るものであり、消防及び救急救難業務を行うものは地元市町村しかないため。	第167条の2 第1項第2号
3	吉岐振興局	農林水産部 農林整備課	H25.5.27	経営体育成基盤整備 事業 刈田院地区換 地事務委託	8,053,500	吉岐市郷ノ浦町本村触562 吉岐市長 白川 博一	当該業務は、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示946号)の第3条により、委託先が市町村 土地改良区 その他知事が特別に認めた者、とされている。その中で、当該事業の刈田院地区では土地改良区を設立しているものの、事務長一人で改良区の事務管理をしており、換地事務に関する事務や換地委員等の調整もできない。地域の実情、換地調整業務の状況及び受益者の事情等に精通している吉岐市と契約を結ぶ必要があるため。	第167条の2 第1項第2号
4	吉岐振興局	管理部 総務課	H25.5.31	吉岐振興局総合庁舎 (吉岐保健所含む) 宿日直業務委託	2,436,000	個人のため未記入	宿日直業務は、平日夜間及び休日における庁舎管理、時間外の電話対応、郵便物等の收受並びに気象警報発令、事故や災害発生時等の対応である。緊急時の対応等という業務の性質上、契約相手には信頼性、的確性を強く求められることから、一般公募のうえ面接等により個人の適性を判断し委任契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 吉岐振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	吉岐振興局	建設部 建設課	H25.9.20	一般県道渡良浦初瀬 線外2線道路改良工 事(積算技術委託)	3,675,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人長崎県建設技 術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
6	吉岐振興局	建設部 建設課	H26.3.26	芦辺漁港強い水産 業づくり整備工事 (積算業務委託)	9,072,000	長崎市元船町17番地1号 一般社団法人水産土木建 設技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	当該業務は、漁港施設の工事に係る積算業務を委託するものである。当該積算業務においては、工事周辺の漁場や漁業活動などへの影響に配慮した施行方法や対策が求められ、高度な水産技術を必要とする。さらに当該業務は、入札に係る予定価格の算出基礎となる設計書等を作成するため、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書等を作成する際に使用する県の積算システムの情報流出防止など、高い信頼性を必要とする業務である。以上のことから、高い水産技術と県が発注する公共工事の発注関係事務の豊富な受託経験・実績を有し、信頼性の高い(一社)水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円